

平成24年度第5回北海道水資源保全審議会

議 事 録

日 時：平成25年1月31日（火）午後1時30分～午後2時40分
場 所：かでの2.7 10階 1060会議室

【次 第】

1 開会

2 議事

- (1) 平成24年度第2回水資源保全地域に係る指定の区域について
- (2) 水資源保全地域に係る地域別指針（案）について
- (3) その他

3 閉会

【出席者】

(委員)

- 柿澤 宏昭委員 (北海道大学大学院農学研究院教授)
- 松井 廣道委員 (北海道森林組合連合会理事)
- 富士田裕子委員 (北海道大学北方生物圏フィールド科学センター植物園准教授)
- 山本 裕子委員 (北海学園大学工学部准教授)
- 丸谷 薫委員 (北海道立総合研究機構環境・地質研究本部地質研究所主査)
- 伊藤 一三委員 (公益社団法人北海道宅地建物取引業協会本部理事)
- 荒木 健介委員 (藤田・荒木法律事務所弁護士)
- 海老名 誠委員 (小樽商科大学理事・特認教授)
- 片山 健也委員 (ニセコ町長)

(道側)

- 荒川 裕生 (総合政策部長)
- 三戸部 正行 (総合政策部政策局経済調査・土地水担当局長)
- 星 博之 (総合政策部政策局土地水対策課長)
- 川島 尚樹 (総合政策部政策局土地水対策課主幹)

(オブザーバー)

- 佐伯 知広 (水産林務部林務局森林計画課長)
- 谷川 浩 (環境生活部環境局環境推進課主幹)
- 木村 尚司 (環境生活部環境局環境推進課主幹)

1 開会

(三戸部局長)

定刻となりましたので、ただいまから平成24年度第5回北海道水資源保全審議会を開催いたします。

開会に当たりまして、総合政策部荒川部長よりご挨拶申し上げます。

(荒川部長)

開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、大変お忙しい中、第5回目となります北海道水資源保全審議会にご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

委員の皆様方には、これまで水資源保全地域の指定に当たりまして、多大な御協力を賜って参りました。重ねて御礼を申し上げます。

お陰様をもちまして、北海道の取組、全国初ということもございまして、大変注目を集めておりますし、また、他府県において、同様の動きをしていこうということも見られるところでございます。

また、第1回水資源保全地域として提案のありました地域のうち、前回の審議会のご議論を踏まえまして、18市町村53地域を水資源保全地域として指定いたしまして、それぞれの市町村から提案のありました水資源保全地域の区域設定の考え方につきまして、ご議論をいただいたところでございます。

なお、同じ10月1日から水資源保全地域において土地取引を行う際の事前届出制ということもスタートさせていただきました。昨年12月末までの3か月間で2件の届出があったところでございます。

本日の審議会でございますが、第2回目の水資源保全地域の指定ということでご議論いただきます。

各市町村からの提案状況を申し上げますと、新たな地域からの提案が24市町村50地域ございます。さらに、第1回で指定した地域の中で、区域の変更が一つの町1地域ございます。また、第1回目の指定時に継続審議とされました一つの町12地域がございまして、合計26市町村、63地域となっております。

本日の審議会ではその内容についてご説明させていただき、ご審議を賜りたいと考えております。

また、本日、併せまして、各市町村の提案内容に基づいて、道が作成いたしました地域別指針の案をお示しいたしまして、その内容についてもご説明し、ご審議を賜りたいと考えております。

道といたしましては、本日のご議論を踏まえまして、関係市町村と速やかに協議を行い、本年4月1日の施行に向けて第2回目の水資源保全地域の指定に係る準備、或いは手続を進めて参りたいと考えております。

大変恐縮ではございますが、私はこれから用務の都合により、退席させていただきますが、本日も忌憚のないご意見、ご提言をいただきたいと考えております。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

(荒川部長退席)

(三戸部局長)

開会に当たりまして、会議の成立についてですが、本日は委員総数9名全員のご出席をいただいておりますことから、本会議は成立していることをご報告申し上げます。

それでは、これからの議事につきましては、柿澤会長にお願いいたします。

よろしくお願いいたします。

2 議事

(1) 平成24年度第2回水資源保全地域に係る指定の区域について

(柿澤会長)

それでは、早速議事に入らせていただきます。

まず、議事(1)平成24年度第2回水資源保全地域に係る指定の区域について、事務局から説明をお願いします。

(川島主幹)

土地水対策課の川島です。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、時間の都合もございまして、まず始めに、水資源保全地域の設定の考え方などにつきまして説明させていただきます。その後、お配りしております地域別指針案につきましてご審議をいただきたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

まず、資料1の平成24年度第2回水資源保全地域の指定の提案地域一覧の内容をご説明させていただきます。その後、スクリーンで個別の水資源保全地域について、ご説明申し上げます。

なお、委員の皆様には、あらかじめ資料をご覧ください、事務局にご質問等をいただいておりますので、該当する地域の説明の際にご報告させていただきたいと考えております。

それでは、資料1でございまして。

第2回の提案についてであります。裏面上段にありますとおり、今回新たに水資源保全地域として提案のあった市町村数は24市町村、地域数は50地域となっております。そのうち、第1回で指定済の市町村は、※印がついておりますが、3市町村でございます。

次に、第1回指定地域の区域の変更が1市町村1地域、それから第1回指定からの継続審議が1市町村12地域でございまして、合計で26市町村63地域となっております。

取水形態別では、地表水が39地域、地下水が24地域となっております。

なお、第1回の指定と併せますと、累計で39市町村、水資源保全地域数は115となる予定でございまして。

次に、概要図により、提案のあった水資源保全地域について説明させていただきます。

す。

なお、今回は地域数が多いことから、全体を3つに分けまして、芦別市から下川町までの31地域を第1グループ、留萌市から標津町までの19地域を第2グループ、上砂川町と黒松内町の13地域を第3グループといたしまして、各グループごとにご説明させていただきます。

それでは、スクリーンを使って、個別の提案地域についてご説明させていただきます。

まず、芦別市の新城町地区でございます。ここは地表水ですが、基本指針では地表水の区域設定に関しまして、山間地の取水地点からその取水地点の集水区域を基本とするとしております。この図で言うと、青い線のところが集水区域です。そして、地番又は林班で指定するというので、提案地域はこの赤い線で表示させていただいております。この地域は、取水地点から分水界に沿った集水区域を提案しておりますが、下の方を林班で区切っているため、集水区域から少し大きめの区域が提案地域となっております。

続きまして、当別町当別ダム地区でございます。取水地点がこちらで、青い線が集水区域です。河川は当別川で、こちらが上流です。国有地の部分は除いて、赤いラインが今回の提案地域となっております。ここも分水界に沿った集水区域のエリアを提案しております。なお、こちらの地区の総面積が約2万ヘクタールということでございまして、第1回目の指定地域全体の総面積が約1万7千ヘクタールでありましたので、この地区一つで前回指定地域の総面積を上回る、非常に大きなエリアとなっております。こちらが道民の森、当別ダム、青山ダムということでございます。

続いて小樽市ですが、3地区の提案がございまして。

まず、朝里地区でございますが、こちらが取水地点、青い線が集水区域、赤いラインが提案地域でございます。国有林は除いております。提案地域は地番で区切っておりますので、集水区域より少し大きめとなっております。

続きまして、銭函地区ですが、取水地点、青いラインが集水エリアで、赤いライン、こちら地番、林班で設定しておりますので、少し大きめの提案地域となっております。

次は、小樽市からの提案ですが、取水地点、集水区域、提案地域のすべてが隣接している赤井川村のエリアとなっている地域です。こちらの取水地点から、青いラインが集水区域ですが、国有地を提案エリアから除外して、赤い部分が今回の提案地域で、地番、林班で設定しております。

なお、富士田委員から、キロロリゾートですけれども、ここがスキーコースになっておりますので、管轄しております北海道森林管理局に対し、水資源の保全のため、事業者に適正な管理について配慮していただくよう伝えてはどうかというご意見をいただきましたので、1月15日に北海道森林管理局にお伺いしまして、その旨をお伝えして参りました。その結果、1月21日に森林管理局から、管理している会社の方に、隣接地域が水資源保全地域に指定される予定であり、ご配慮いただきたいということをお伝えいただいたところでございます。

続きまして、島牧村の植車地区でございます。地下水で、取水地点はこちらです。地下水の場合は、基本指針では、取水地点から概ね半径1kmというエリア設定を原則としております。この地区は、それに基づいて提案されておりました、この赤い部分が国有林、上の方が国道用地ということで、これらの国有地を除く部分が今回の提案地域ということでございます。

次に、真狩村の泉地区でございます。取水地点が隣接して3か所あり、それぞれの取水地点からの円を3つ描いたということです。前回、2つの円を描いてという地域がございましたが、3つというのは初めてのケースです。赤いラインが今回の提案地域ですが、こちらは地番、林班で設定しておりますので、このような形になっております。

続いて、喜茂別町の尻別地区でございます。こちらが取水地点で、ここから半径1kmの円で、関係する地番、林班で区切りますと、このような赤いラインになるということでございます。

喜茂別町双葉地区・伊達市大滝愛地地区も、地下水の基本パターンとなっております、取水地点から1kmの円を描き、関係する地番、林班で切っております。

次の喜茂別町比羅岡地区・真狩村新陽地区ですが、こちら地下水の基本パターンとなっております、取水地点から1kmの円に沿って提案しております。

続きまして、伊達市大滝北湯沢温泉地区・壮瞥町駒別地区ですが、取水地点が2か所ございます。山間地で、集水区域が青い部分で、地番、林班で切りますとこのような形の赤いラインとなり、こちらを提案しております。上の方は国有地なので、除外されております。

次の伊達市大滝優徳地区は地表水のパターンでございまして、集水区域から国有地を除いて地番、林班で切った赤い部分を提案地域としているところでございます。

次の伊達市大滝本町地区も地表水でございまして、青い部分が集水区域、赤い部分が提案地域で、こちらの国有地を除外しております。

次は伊達市大滝三階滝地区ですが、取水地点がこちらにありまして、集水区域が尾根沿いとなっていて、国有地を除いた赤い部分を提案しているということでございます。

続いて、厚真町上厚真地区でございます。こちらは地下水で、取水地点がこちらにございまして、2級河川と準用河川の2つの河川が流れておりました、今回はこちら側を提案しております。ここは、1kmの範囲内の一部となっておりますが、こちらは市街地を形成しているため、また、河川の向こう側は地下水に及ぼす影響が少ないということで除外しております。丸谷委員にご相談申し上げたところ、このエリア設定で特に問題はないのではなかろうかということで、このエリアで提案しております。

続いて、北斗市からの提案で、木地挽水源地区・七飯町仁山地区ですが、赤いラインのこちらが七飯町、こちら側が北斗市です。地下水で、取水地点から半径1kmを取りまして、地番、林班で区切りますとこのような大きなエリアになるということです。

次の村山高田水源・七飯町仁山地区も北斗市からの提案で、取水地点が2か所あります。このため、円も2つありまして、それぞれ半径1kmの円に沿って地番、林班を取りましてこのような形になるということです。ただし、こちら側が市街地になって

おり、基本指針でも、地下水の場合は市街地を除くということになっておりますので、この部分は今回の提案地域から除かれております。

続きまして、北斗市の上河汲沢川水源地区でございますが、青いラインが集水区域ですが、地番の関係から赤いところが今回の提案地域となっております。

続きまして、七飯町の横津地区です。こちらは、湧水、地下水でございますが、地形が山間部の急傾斜地にあり、取水地点のところで水をせき止めて利用しているということです。町としては、地表水と同じようなエリア設定にしたいということでございます。青いラインが集水区域で、地番、林班で設定したこの赤い部分を今回の提案地域としておりまして、地下水の基本パターンの半径1kmの円を描いた場合に含まれる取水地点から下の部分については、提案地域の中に含まれておりません。こちらについては、丸谷委員にお伺いしたところ、地形、地質を考えると取水地点から下の方は影響はないのではなかろうかということで、概ね妥当ではないかというご意見をいただいております。

続きまして、旭川市の共栄地区でございます。取水地点がこちらにありまして、青いラインが集水区域とかなり大きいエリアになっておりますが、大部分が国有地のため、この赤いラインが提案地域ということです。

次は、旭川市の新開地区でございます。こちらは取水地点が2か所ございまして、青いラインが分水界に沿った集水エリアを示しておりますが、国有地が大部分を占めるため、こちらの赤い部分が今回の提案エリアということです。

次は、旭川市共有地地区の地下水でございます。取水地点がこちらで、ここから半径1kmということで、この赤い部分が今回の提案地域です。下のところは国有地になっておりますので、除外されています。

続いて、上富良野町の倍本地区ですが、ここも地下水です。本来であれば、取水地点から1kmのところの地番、林班で切ることになるのですが、町としては、伏流水がずっと流れているということと、このあたりは、どこでも地下水が出るということで、なるべくエリアを大きく取りたいという意向でございました。こちら側は国有地になっておりますので、その国有地を除いた赤いラインのところを提案しております。

次は、上富良野町旭野地区ですが、こちらは、地下水の基本パターンで、取水地点から半径1kmを基本とした赤いラインが提案地域となっております。

次の上富良野町清富地区も、地下水の基本パターンで、赤いラインが提案地域となっております。

続きまして、和寒町の東丘地区でございます。取水地点がございまして、尾根沿いに集水エリアが取られており、国有地を除いた赤いラインが提案地域となっております。

次の和寒町朝日地区も尾根沿いに集水エリアが取られておりまして、国有地を除いた赤いラインが今回の提案地域となっております。

続いて、和寒町西和地区ですが、こちらが取水地点と集水区域になっておりまして、国有地を除外しまして、地番で設定した赤い部分が提案地域となっております。

次は、和寒町の福原地区ですが、こちらも同じように、集水区域が青いライン、赤いラインが今回の提案地域で、国有地は除外されています。

次は、下川町班溪地区です。取水地点はこちらで、青いラインが集水区域です。緑色のところは、道路予定地の国有地ということでこの線のところは除外しています。赤い部分が今回の提案地域です。

続いて、下川町の溪和地区です。こちらが取水地点、集水区域がこのようにございまして、赤いラインが今回の提案地域ということで、地表水の基本パターンとなっております。

第1グループは、以上でございます。

(柿澤会長)

ありがとうございました。

第1グループに関してご説明いただきましたが、これにつきまして何か皆様の方からご意見、ご質問等がございましたら、お伺いいたします。

今の説明の中でも、厚真町と七飯町でしたか、地下水の設定についてちょっと変則的なところがありましたが、丸谷委員から何か補足説明はございますか。

(丸谷委員)

今ご説明いただいた以外に、改めて特に補足する事項はないのですが、厚真町の場合、川の流れている状況ですとか浅い井戸であるということをご考慮しますと、このような形でよろしいのではないかと思います。また、七飯町の場合も、地質としてはちょっと変わっている、水通しの悪い地層の割れ目等から地下水を採取しているのではないと思われるようなケースなのですが、取水の状況を伺いまして、ご説明いただいた形でよろしいのではないかと思います。

(柿澤会長)

どうもありがとうございます。

それから、富士田委員からは赤井川村の件についてご意見をいただいておりますが、よろしいですか。

(富士田委員)

ご回答いただきました。

(柿澤会長)

事前にご意見、ご質問をいただいていた点については、以上のような形ですが、その他皆様の方から何かご意見、ご質問等はございますか。

それでは、直接指定には関係ないのですが、私から1点確認させていただきたいと思います。今回初めてのケースだと思うのですが、小樽市から提案されている赤井川村の地域の指定について、提案する市町村と指定される地域の市町村が違う場合に関して、届出情報の共有ですとか、或いはその後の対応等についてどのような形で行われるのか、今の時点で分かっているものがあれば教えていただきたいのですが。

(三戸部局長)

今お話のありましたとおり、自らは提案しないが指定される区域がある市町村や自らの市町村の区域を含まず他の市町村の区域を提案しているケースというのが、本日提案の63市町村のうち、4か所ほどあります。今ご説明した中では、小樽市からご提案いただいた赤井川村の区域のケース、それから、伊達市から提案をいただいている大滝北湯沢温泉地区の中に壮瞥町の地域が含まれているケース、また、説明はこれからになります。留萌市から提案されている増毛町の区域のケース、最後に、今回変更案件で上がっております上砂川町で、1回目では上砂川町内の地域を指定したのですが、隣接する歌志内市の区域について、今回変更ということで追加提案をするケースです。この4か所については、同じことが言えるのですが、まず提案に当たりまして、それぞれ提案市町村と指定区域を含む市町村の間でご協議いただき、ご了解を得た上でご提案いただいております。審議会のご意見をいただいた後、正式に市町村と協議をいたしますが、その際には、提案をいただいた市町村と指定区域を含む市町村の両方に協議いたしまして、協議が整った段階で地域指定の告示の手続をしていく形を考えておりますし、今後届出ですとか具体的な動きが出た場合は、当該地区を含む市町村に対応していただくことが多くなると思っておりますので、そういったことも含めて、我々としても十分説明して参りたいと考えております。

(柿澤会長)

わかりました。どうもありがとうございます。

その他何かございますか。よろしいでしょうか。

それでは、第1グループはこれで特にご意見はないということで、続いて第2グループの説明をお願いいたします。

(川島主幹)

それでは留萌市から提案がありました増毛町新信砂地区でございます。先程の赤井川村と同じように、取水地点、集水区域、提案区域のすべてが増毛町内でございます。取水地点がこちらでございまして、集水区域が分水界に沿った形となっておりますが、大部分が国有地となっておりますので、赤いところが今回の提案区域となっております。

続きまして、こちらは増毛町が増毛町の水源について提案している暑寒沢地区です。ここが取水地点で、こちらは民有林です。こちら側は道有林となっておりますが、道有林もエリアに含めますので、地番、林班で設定した赤いラインが今回の提案地域となっております。

次に、稚内市の上声問地区です。こちらで取水しておりまして、集水エリアは青いラインです。こちらも大部分が国有地となっておりますので、赤い部分が今回の提案地域でございます。

続いて、網走市の東網走・中園地区ですが、地下水の基本的なパターンでございまして、こちらが取水地点でここから半径1kmの円を描いてエリア取りをしています。緑の部分は国有地のためエリアから除外しております。

続きまして、新得町新得地区でございます。取水地点がこちらで、青い部分が集水エリアとなっておりますが、国有地を除外して、地番で区切りますと、道東自動車道の部分も含まれるということで、このような赤いエリアが今回の提案地域となっております。

次は、新得町新内地区でございます。取水地点がありまして、青いラインが集水エリアです。赤い部分が国有地を除いた提案地域ということでございます。こちらにも水道水源がありますが、これは次に出てくる屈足地域の取水地点で、ちょうどこの黄色の部分が屈足地区の提案地域と重複するところです。

こちらが、ただいま申し上げました新内地区との重複エリアがある屈足地区で、マツカウシ川からの取水地点がこちらになりますので、この青いラインが集水区域となりますが、国有林を除いた赤い部分が今回提案している地域です。

なお、新内地区と屈足地区の重複する部分の面積は、指定予定の全体面積から差し引いております。

次は、新得町狩勝高原地区です。取水地点がありまして、集水エリアが青いラインで、大部分が国有地のため提案地域から除外されております。地番で設定いたしますとこのような赤いラインになるということです。

続きまして、新得町畜産試験場地区ですが、取水地点が2か所ございまして、その集水エリアはこのように大きくなりますが、大部分が国有地のため、この赤い部分が今回の提案地域となっております。

続きまして、広尾町広尾地区でございます。ここは地表水で、集水エリアの3分の2くらいが国有地ということで除外しております。赤いラインが提案地域です。

次に、広尾町楽古地区でございます。こちらが取水地点で、大部分が国有地になっております。赤い部分が今回の提案地域です。

次に、広尾町野塚地区でございます。取水地点がこちらで、集水区域が青い線、国有地を除いた赤い部分が今回の提案地域です。

続いて、釧路市の阿寒布伏内地区ですが、取水地点がこちらにございまして、国有地を除いたこの部分が提案地域です。先程までは赤い部分が提案地域となっておりますが、この地区の場合は赤いラインが行政界で、緑のラインは国有林との境界になっております。

次に、標茶町の磯分内地区で、こちらは地下水です。先程、北斗市の時にも申し上げましたが、この黄色い部分が市街地のため、ここは除いておりまして、国有地も除いたこの赤い部分が今回の提案地域でございます。

次は、鶴居村上幌呂地区ですが、取水地点がこちらで、河川に沿って上流部分が分水界に沿った集水エリアとなっております。そのほとんどが国有林のため除外されています。この赤い部分が今回の提案地域です。

次に、鶴居村鶴居地区の地下水ですが、取水地点から半径1kmの円ということですが、こちらにも市街地がありますので、これを除いた赤いラインが提案地域となっております。

次に、鶴居村の茂雪裡地区ですが、取水地点はこちらですが、国有林が大部分でございまして、国有地を除いた部分を地番で設定いたしますと、このようにかなり大き

くなります。また、次の新幌呂地区と重複しているところがこちらにあります。

次に新幌呂地区ですが、ただいま申し上げた茂雪裡地区と重複している部分がこちらでございまして、半径1kmということで、地番で切りますとこのような大きな赤いラインになるということで、このような提案地域になっております。

続いて、標津町のウラップ川地区でございまして。こちらが取水地点、青いラインが集水区域で、大部分が国有地のため、赤い部分を林班で提案しているということでございます。

(柿澤会長)

ただいま、第2グループについてご説明をいただきましたが、皆様の方から何かご意見、ご質問等はございますか。

それでは、第2グループについては、特にご意見はないということで、次に進めさせていただきます。

では、第3グループについてお願いいたします。

(川島主幹)

それでは、上砂川町奥沢地区・歌志内市西山地区でございまして。

こちらは、第1回の指定区域の変更ということで、上砂川町から提案がございました。第1回目目の地域指定の際に、本来の集水区域は歌志内市側にもあるということでしたが、市との協議が遅れておりましたので、とりあえず第1回目ではこの地図の下の方の上砂川町の部分のみを指定いたしました。今回、歌志内市との協議が整ったということで、歌志内市側の集水区域を指定地域に含める提案がありました。

①の取水地点が本来の取水地点で、②は予備の取水地点ということです。①の取水地点の集水エリアはこちらの部分、②の取水地点の集水エリアはこちらの部分になります。今回、このように大きなエリアに変更したいということで提案があったものです。

それで、こちらの提案地域のラインが直線的すぎないかというご指摘がありましたので、町に確認いたしましたところ、地形に沿うともう少し内側でも良いのではないかとありますが、水道の認可を受ける際に、林班で切ったこのエリアを集水エリアとしているということでしたので、エリアとしては広めとなっておりますことから、これでよろしいのかなと考えております。

次は、継続審議となっております黒松内町です。

まず、黒松内町の西ノ沢地区でございまして、柿澤会長から南側の集水エリアを広げる必要があるのではないかとご意見があったところでございます。当初は青いライン、この南側のエリアがここで切れておりました。それで地形を見ますと、こちらの部分が高くなっておりますので、少し広げてはどうかというご意見でございました。このため、町と調整した結果、集水エリアを広げるということとなり、これに伴いまして、提案地域を林班、地番で設定しておりますので、提案地域も少し大きくなっております。

次に、黒松内町の東川地区でございまして。こちらは地表水で、取水地点がございま

して、集水区域と同じような形の提案地域になっておりますが、林班で提案しますので、少し大きくなっております。

次に、西熱郭地区でございます。こちらも地表水で、青いラインが集水区域ということで、林班で指定する形で今回提案されています。

次に、赤井川地区も地表水で、集水地点、集水エリアがあり、林班で提案ということで、この赤いラインが提案地域となっております。

次に歌才地区ですが、こちらは地下水で、半径1kmの範囲で地番で設定しておりますが、一部国有地がございますので、ここはエリアから除外しております。

次の豊幌第1地区、こちらも地下水の基本パターンです。

次の熱郭地区も地下水からの取水で、半径1kmの範囲で、地番でエリアを提案しています。

次の中里地区も地下水からの取水です。こちらが国有地になっておりますので、ここは除外しています。

角十地区、こちらも地下水で、こちらは地番がかなり広めとなっております。

白炭地区ですが、これも地下水で、こちらが国有地となっているため除外するということです。

貝殻地区ですが、当初はここで切っていたのですが、こちらも柿澤会長からもう少し南側も広げた方がよいのではないかというご意見をいただきまして、町と調整させていただきました。こちらが国道ということですが、少し高くなっておりまして、そこから地形が下がっておりますので、こちらも含めて拡大し、なるべく地形に沿った形になるよう今回修正いたしまして、この赤いところを提案区域としております。

最後が南作開地区でございます。取水地点が2か所あり、地表水です。集水エリアが青い部分で、地番、林班で切ると、このような赤いラインになるということで、提案地域が広がっております。

以上でございます。

(柿澤会長)

ただいまご説明のありました第3グループにつきまして、皆様からご意見等ございますでしょうか。

(三戸部局長)

1点補足説明をさせていただきます。

今回、63地域の提案があった地域の総体の面積ですが、先程の説明の中でも一部ありましたが、第1回指定の際は53地域で1万7千ヘクタールほどでしたが、今回63地域で、当別町のような広い区域もありまして、約5万3千ヘクタールとなっております。1回目と併せて、7万ヘクタールくらいになるという状況です。

それから、土地の所有者、地権者の方々の数ですが、1回目の地域指定の時は53地域で約4千名の方がいらっしゃいまして、前回は議論がございましたが、中には昔原野商法で取引された土地もありまして、かなり所有者の方が多かったのですが、今回63地域で所有者の方は約9千名ということになっております。

前回、所有者の方々にあらかじめ、水資源保全地域の指定予定であることをお知らせするダイレクトメールをお送りしたのですが、約4割の方が宛先不明で戻って参りました。非常に小さな単位で所有されている方が不動産登記そのものを変更されていないというケースが多いのではないかと考えております。今回、約9千名の方に出してどの位届いて、どの位戻ってくるのかということも、我々気にしているところです。状況としては、現在このようになっています。

(柿澤会長)

ありがとうございました。

今の点も含めまして、なにかございますか。

今お話のあった、4割返ってきてしまったところに対する手だてというのは、なかなか難しいと思いますが、今のところどのような形で対応されたのか、それも併せて報告いただけますか。

(三戸部局長)

約4割の方から戻ってきたということで、まず戻ってきたところについては、再度市町村にお願いして、住所の精査をしていただきました。その結果数十件、新たな住所をいただいたところについては再度郵送をしたのですが、そこで判明したのも数件程度しかありませんでした。法人が所有しているものにつきましては、私どもの方でホームページや法人のデータベース等を検索をして、新しい住所にご連絡をしてということも行いまして、それで数件明らかになったところもあります。いくつかの方法を取っているのですが、4割不明は4割不明のままというのが現状です。我々としてもここは一つの大きな問題といえますか、多分日本の土地所有制度といえますか、登記制度の課題であろうかとは思いますが、いろいろな課題が含まれておりますので、今庁内でワーキンググループを作って、今後どのような対策が取れるのかということの研究しているところです。最終的には、国の方に何らかの制度なりを提案していかなければならないかなと考えておりますので、そういった際にはまたご意見をいただければと思っております。

(柿澤会長)

ありがとうございます。

是非、そういった対応を検討していただけるとありがたいと思います。

その他何かございますか。

私からも意見を申し上げたのですが、黒松内町と協議の上対応していただいたということで、私の方から更に意見ということはございません。

よろしいでしょうか。

それでは、ただいまご提案のありました今回の地域指定に関しまして、皆様からは特にご異論等はございませんので、市町村からの提案どおり指定することは妥当と判断するというので、この審議会でも総括することよろしいでしょうか。

それではそのような形で、これを第2回水資源保全地域の提案に係る地域設定の審

議結果とさせていただきたいと思います。

どうもありがとうございました。

(2) 水資源保全地域に係る地域別指針(案)について

(柿澤会長)

それでは、次に、(2) 水資源保全地域に係る地域別指針(案)について、ご提案をお願いします。

(川島主幹)

それでは、資料2の水資源保全地域に係る地域別指針の案について、ご説明させていただきます。

地域別指針につきましては、条例第17条第5項で、区域に関する基本的事項ですとか、土地所有者等が配慮すべき事項について定めることとしておりますので、よろしくお願い申し上げます。

なお、本日は、ファイルに63地域の地域別指針を配布させていただいておりますが、時間の都合もございますので、地表水と地下水の2地域についてご説明させていただきます。

それでは、地表水として、2番の当別町当別ダム地区をご覧ください。

まず、1では、指定の区域の範囲を地番で示すとともに、本日は配布しておりませんが、区域図でも示すこととしております。また、本日お配りしている資料では、地番の記載は省略させていただき、告示の時に明らかにしたいと考えております。

次に、6ページの2の地域別指針についてであります。 (1)の指定の区域に関する基本的事項といたしまして、まず、対象区域について記載しております。「当該区域は、地表水から原水を取り入れることから、山間地における上水道の水源である当別ダムの集水区域の全部とする。」としております。次に面積を記載しております。そして、区域設定の考え方として、「集水区域の全部のうち、国有地を除いた区域を水資源保全地域とする。」としております。

対象区域の状況でございますが、対象区域に係る国土利用計画法ですとか森林法の位置づけ、さらに、給水人口、給水量などを記述してございます。水量や水質への悪影響がないように、適正な土地利用の確保を図る必要があることを記載しております。

次のページの(2)で、指定の区域において土地所有者等が配慮すべき事項を記載しておりますが、この内容は、水資源保全地域の名称以外は全地域同様の記述内容としており、いずれも基本指針を踏まえた内容となっております。

その下の別表には、基本指針の別表を基本といたしまして、市町村と相談しながら、地域内に関係する法令をはじめ、土地利用に関する法令に基づき必要な手続等を行うよう配慮願いたい事項を掲載しております。具体的には、地域の特長を考慮いたしまして、森林地域となっていれば森林法の関係法令、農地であれば農地法の関係法令など、地域ごとの土地利用を考慮し、記載しております。地域の特長といたしまして、

6 ページの一番最後ですが、当別町では「美しいまち当別をみんなで作る条例」を制定しておりますので、そちらについても記載しております。

なお、関係法令を所管する道庁内関係課において、内容につきましては、確認済ということでご理解いただきたいと存じます。

次に、地下水として、6 番の島牧村植車地区水資源保全地域に係る指定の区域及び地域別指針の案についてご説明させていただきます。

1 の指定の区域については、指定の区域の地番を表示します。

次に、2 の地域別指針では、(1) の指定の区域に関する基本的事項として、まず、対象区域でございますが、「当該地域は、地下水から原水を取り入れている取水地点から一定距離の区域」としております。次に面積を記載し、そして「区域設定の考え方」として、半径 1 km を基本として、地番単位の区域で国有地を除き、水資源保全地域とするとしております。

次に、対象区域の状況といたしましては、先程の当別ダム地域と基本的には、内容はほぼ同じでございますが、この地域は道立自然公園の第 3 種地域となっておりますことから、その内容も記載しております。

(2) の指定の区域において土地所有者等が配慮すべき事項につきましては、先程の当別町と同様の内容となっております。そして、5 ページの別表の 2 つめでございますが、地域の特長として、北海道立自然公園条例を記載しております。

以上、代表的な事例として、2 地域のみをご説明申し上げましたが、残りの 6 1 地域についても同様の考え方で作成しております。

本日、地域別指針の案につきましても、審議会のご意見をお伺いしたいと思いますので、ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

(柿澤会長)

ただいま水資源保全地域の指定の区域及び地域別指針の案についてご説明をいただきましたが、これにつきまして、ご意見、ご質問等はございますでしょうか。

今ご説明いただいた 2 か所以外のところでも構いませんが、いかがでしょうか。

(海老名委員)

先程ご説明いただいた小樽市と赤井川村ですとか、提案する市町村と指定される区域が異なっているという 4 件について、売買の可能性のある所有者はもとより、投資家についても、この別表の「必要な手続」をする際は、どちらに届出をするのでしょうか。例えば、5 番の赤井川村地区を見ますと、実際は小樽市が提案してきているのですが、小樽市とは全く書いていないと思います。そうするとこれは、所有者とか投資家から見ると、赤井川村に届出をすれば、小樽市の方に届出する必要はないというように考えて、窓口は一つとなっているということではよろしいですか。

(三戸部局長)

それぞれの法律、条例によって届出先が市町村になるのか、或いは道の振興局など

になるのかという違いはございますが、当該地域を含む地域を所管している市町村或いは振興局などで必要な手続を取っていただくということになりますので、先程申し上げましたとおり、そういうことも含め、当該地域を含む市町村の方にも十分ご理解をいただくということと、連携を取って所有者の方々にご理解を深めていただくということをやっていきたいと考えております。

(柿澤会長)

よろしいでしょうか。

その他、なにかございますか。

先程地下水のところ、変則的な地域設定をしているところがあったかと思いますが、それらについて、「区域設定の考え方」の書き方は、どのようになっているのでしょうか。例えば、先程ご説明のあった七飯町ですとか、厚真町といった、単に半径1kmの範囲とはなっていないくて、少し区域の設定を変えたところに関しては、どのような形で書かれているのかをご報告いただけますか。

(川島主幹)

まず厚真町ですが、15番になります。厚真町の区域設定の考え方というところで、「当該区域の取水地点から半径1kmの範囲を基本としているが、2級河川厚真川、準用河川軽舞川で隔てられる地域のうち、取水地点及び山の尾根を含む一帯の区域を地番単位の区域で、国有地を除き水資源保全地域とした。」というように記載させていただいております。これに図面がつきますので、両方ご覧になっていただけると、ご理解いただけるものと思います。

続きまして、七飯町は19番でございますが、対象区域として、「当該区域は、急傾斜の峡谷の斜面から湧出する地下水から原水を取り入れていることから、地下水を取り入れる七飯町上水道第1水源の取水施設が設置されている地点に対する集水区域の全部とした。」としております。また、区域設定の考え方ですが、「当該区域の取水地点は、急傾斜の峡谷の斜面に位置することから、地表水の区域設定の考え方に準じて、取水地点への集水区域の全部のうち、地番及び林班単位の区域で国有地を除き水資源保全地域とした。」ということで記載させていただいております。

(柿澤会長)

ありがとうございました。

その他、皆様の方から何かございますか。

(海老名委員)

たまたま今スライドで映っております地区（注：島牧村植車地区）の右下にある赤い網掛けは国有林なので除いたということでした。上の方に同じような色の網掛けがあるようですが、そこは指定地域の中に含まれているようにも見えます。もう少しご説明いただけますか。

(川島主幹)

上の網掛けのところは、国道で国有地のため除外されておまして、今回の提案地

域はこの部分となります。

(柿澤会長)

上の部分は、国道なので除外、下のところは国有林なので除外ということで、その中間のところを指定するということですね。

その他、ございますか。

それでは先程ご意見がありましたように、別表のところ、提案市町村と指定される市町村が違うときに必要な手続等に混乱を来さないように、きちんとお伝えいただき、このような形で地域別指針としてお認めいただくということで、特に審議会としては、変更等の意見はなしということによろしいでしょうか。

それでは、地域別指針につきましては、審議会としては特に意見なしということにさせていただきたいと思えます。

どうもありがとうございました。

(3) その他

(柿澤会長)

以上で、指定の区域と水資源保全地域に係る地域別指針案について審議は終わりましたが、(3)のその他ということで、何かございますか。

(星課長)

それでは、私の方から、1点、この場をお借りしてご案内させていただきたいと思えます。

皆様のお手元に1枚ペーパーをご用意させていただきました。

2月12日(火)でございますが、13時30分からこの会場で「水資源保全セミナー」を開催することといたしました。

これは、本条例の適正な運用、また、条例の趣旨や内容、これを広く御理解いただくことを目的に開催させていただくこととしております。

講師は、公益財団法人東京財団の研究員兼政策プロデューサーで、国土資源また土地制度の問題を研究されていらっしゃる吉原 祥子様をお招きいたしまして、「水資源の保全と土地制度の課題について」をテーマに、ご講演をいただく予定としております。

参集範囲でございますが、市町村職員をはじめ、北海道司法書士会、行政書士会、森林組合連合会等々、各関係団体の方々としておりますが、委員の皆様にもご案内させていただきたいということでご用意させていただきました。

ご参加の希望がございましたら、後ほどで結構でございますので、事務局の方までご一報、ご連絡をいただければと思っております。

簡単ですが、以上でございます。

(柿澤会長)

どうもありがとうございました。

これで本日の議事はすべて終了ですが、皆様の方から何かございますか。よろしいでしょうか。

それでは、本日、いろいろとご意見をいただきまして、ありがとうございました。

事務局には、審議会の意見を踏まえまして、今後市町村との協議を行っていただき、水資源保全地域の指定に向けた作業を進めていただきたいと思います。

以上で本日の議事を終了いたします。皆様、どうもありがとうございました。

それでは、事務局にお返しいたします。

3 閉会

(三戸部局長)

どうもありがとうございました。

本日ご審議をいただきました第2回水資源保全地域の指定に向けての今後のスケジュールについてですが、この後ご提案いただいた市町村との協議を経まして、2月中旬には地域指定の予定告示を行います。縦覧手続を行いまして、地権者の方等からご意見があれば伺って参りたいと考えております。その後、3月中旬には、地域指定の正式な告示を行いまして、4月1日からの地域指定の施行に向けて手続をして参りたいと考えております。

最後に、次回の審議会ですが、新年度、来年度におきましても、同じようにこういった地域指定の手続を繰り返していきたいと思っておりますので、また市町村からの提案が出されたものにつきまして、次回の審議会においてご審議をいただきたいと思います。日程につきましては、また後ほどご相談させていただきますので、よろしく願いいたします。

本日は、どうもありがとうございました。

(了)